

議案第117号

都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事請負契約の変更について

都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事請負契約（平成29年6月22日議決、平成30年3月27日市長の専決処分にて契約金額変更、令和元年12月12日変更議決、令和2年3月19日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

4の契約金額「27,162,588,000円」を「27,780,238,000円」に、5の完成期限「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」にそれぞれ変更する。

参考資料

- 1 都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事請負契約の締結について
(平成29年6月5日提出、平成29年6月22日議決)

1	工 事 名	都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事
2	工 事 場 所	川崎市川崎区殿町3丁目、東京都大田区羽田空港 2丁目地内
3	契 約 の 方 法	一般競争入札
4	契 約 金 額	21,718,800,000円
5	完 成 期 限	平成33年3月31日
6	契 約 の 相 手 方	横浜市中区山下町23番地 五洋・日立造船・不動テトラ・横河・本間・高田 共同企業体 代表者 五洋建設株式会社 代表取締役社長 清水 琢三 構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 竹原 有二 構成員 日立造船株式会社 取締役社長 谷所 敬 構成員 株式会社 横河ブリッジ 取締役社長 名取 暢 構成員 高田機工株式会社 代表取締役 寶角 正明 構成員 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成30年3月27日専決処分、平成30年6月4日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額 21,718,800,000円

変更後契約金額 22,252,914,000円

- 3 都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事請負契約の変更について（令和元年11月25日提出、令和元年12月12日議決）

4の契約金額「22,252,914,000円」を「25,053,712,000円」に変更する。

- 4 都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事請負契約の変更について（令和2年2月17日提出、令和2年3月19日議決）

4の契約金額「25,053,712,000円」を「27,162,588,000円」に変更する。

5 変更理由

令和元年東日本台風の影響により河川内に堆積した土砂の浚渫が完了し、作業期間が確定したため、作業期間中の仮設設備の維持管理等の増工などに伴う契約金額及び完成期限の変更を行うものである。